

韓国の家計貸付市場における 貸付金融会社の競争優位

坂野友昭

日本の貸金市場の大幅な縮小が続くなか、韓国の貸付業は為替危機以後、金融制度圏の金融機関を利用することのできない人々の生活資金を供給する役割を担いながら、急成長している。本稿では、韓国の家計貸付を担うプレイヤーのなかでも貸付金融会社に焦点をあて、その競争優位の源泉を検討する。

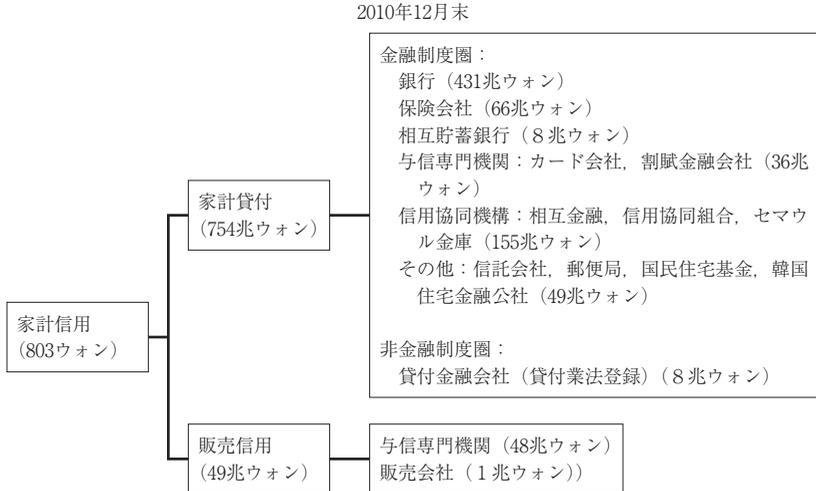
1. 韓国の家計信用市場の概要

1.2 定義および構成

韓国の家計信用（消費者信用）は、家計貸付（消費者金融）と販売信用に大別される。家計貸付は、金銭が直接家計に提供されるものを指し、キャッシングおよびカードローン、住宅関連の担保融資を含むが、個人事業資金は除く。販売信用は、耐久・非耐久消費財（家電製品、自動車、ピアノ等）に対する割賦販売とクレジットカードからなる。

家計貸付の供給者には、金融制度圏（預金銀行からなる第1金融圏および保険会社・相互貯蓄銀行・与信専門期間・信用協同機構等からなる第2金融圏）ならびに非金融制度圏（登録貸付金融会社）がある。販売信用の供給者には、与信専門機関（信用カード会社および割賦販売会社）および販売会社（デパート、自動車会社など）がある。

図1 韓国の家計信用の構成および残高（住宅関連貸出を含む）



資料：韓国銀行『2010年の家計信用』、金融委員会（2011. 5. 16）

1.2 市場規模

2010年12月末の家計信用残高は802兆9千ウォンで、このうち家計貸付が753兆5千億ウォンで、販売信用が49兆4千億ウォンであった。家計貸付の内訳は、金融制度圏貸付として、銀行431兆5千億ウォン、保険会社66兆ウォン、相互貯蓄銀行8兆2千億ウォン、与信専門機関36兆3千億ウォン、信用協同機構（相互金融、信用協同組合、セマウル金庫）154兆8千億ウォン、その他（信託、郵便局、国民住宅基金、韓国住宅金融公社）1兆5千億ウォン、非金融制度圏貸付として貸付金融会社7兆6千億ウォンであった。販売信用は、与信専門機関（信用カード会社および割賦販売会社）48兆4千億ウォン、販売会社（デパート、自動車会社など）1兆ウォンであった。

表1 韓国の家計信用残高（住宅関連貸出を含む）：供給者別

(単位：10億ウォン)

項目コード		2005	2006	2007	2008	2009	2010		
家計貸付	預金取扱期間	預金銀行	305,513.9	346,222.3	363,680.9	388,573.2	409,504.0	431,457.2	
		非銀行預金取扱機関	相互貯蓄銀行	8,315.7	7,653.7	6,765.8	6,906.0	7,327.0	8,153.4
			信用協同組合	8,777.9	9,526.4	11,361.3	13,602.2	15,909.9	19,895.9
			相互金融	55,512.1	63,778.6	73,978.8	85,625.7	94,924.1	106,322.4
			セマウル金庫	13,547.3	14,145.6	16,013.5	18,731.3	21,408.1	28,566.8
			その他1	1,572.6	2,021.6	2,297.1	2,524.9	1,663.4	1,489.1
		計	87,725.6	97,125.9	110,416.5	127,390.1	141,232.5	164,427.6	
	計	393,239.5	443,348.2	474,097.4	515,963.3	550,736.5	595,884.8		
	その他金融機関	保険機関	48,203.2	50,902.1	55,937.2	61,729.6	64,240.3	65,970.8	
		与信専門機関	23,763.7	25,240.0	30,681.4	31,314.7	31,548.7	36,308.1	
		その他2	28,262.2	30,941.0	34,681.1	39,319.7	45,441.0	47,801.4	
		計	100,229.1	107,083.1	121,299.7	132,364.0	141,230.0	150,080.3	
	計	493,468.6	550,431.3	595,397.1	648,327.3	691,966.5	745,965.1		
	販売信用	与信専門機関	27,278.7	30,532.8	34,352.8	39,177.8	40,936.0	48,428.8	
販売会社		748.6	999.4	928.6	741.3	757.4	982.0		
計		28,027.3	31,532.2	35,281.4	39,919.1	41,693.4	49,410.8		
家計信用貸付総計		521,495.9	581,963.5	630,678.5	688,246.4	733,659.9	795,375.9		

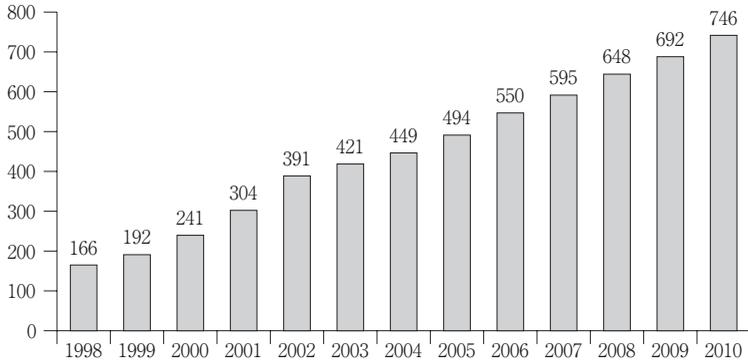
- 1) 家計信用貸付総計：家計貸付＋販売信用
- 2) 家計貸付：家計貸付（住宅資金を含む）、カードローン
- 3) 預金銀行：一般銀行、特殊銀行など
- 4) その他1：信託会社及び郵便局預金など
- 5) 保険機関：生命保険会社、損害保険会社、郵便局保険など
- 6) 与信専門機関：クレジットカード、割賦金融会社など
- 7) その他2：国民住宅基金及び韓国住宅金融公社など
- 8) 販売会社：デパート、自動車会社など

資料：韓国銀行『2010年の家計信用動向』

1.3 市場推移

韓国の家計貸付は急速に成長している。金融制度圏の家計貸付残高は、2000年12月末の241兆ウォンから、2010年12月末には746兆ウォンに増加している。

図2 韓国の家計貸付残高の推移（単位：兆ウォン）



資料：韓国銀行『2010年の家計信用』

1.4 業態別のポジショニング

銀行が対象としている顧客は、1～2等級（長い信用履歴と多様かつ健全な信用取引実績を有する、不健全化の可能性のきわめて低い）および3～4等級（活発な信用取引実績はないが、持続的に健全な取引をすればランクアップも可能な、不健全化の可能性の低い）が中心である。キャピタル会社およびカード会社は、銀行に比べると、5～6等級（信用度の低い業者との取引がある顧客で、短期延滞の経験があり、不健全化の可能性は普通で、信用管理に注意が必要）の顧客の割合が増えてくる。貯蓄銀行は、7～8等級（信用度の低い業者との取引が多い顧客で、短期延滞経験が比較的多く、短期的な信用度下落が予想されるため、要注意）および9～10等級（現在延滞中だったり、きわめて深刻な延滞経験をもっており、不健全化の可能性がきわめて高く、管理が必要）の顧客が中心である（表2）。

資産100億ウォン以上の貸付金融会社は、信用等級で言うと、1～4等級が7.4%，5～6等級が28.6%，7等級以下が57.1%と、比較的风险の高い顧客を対象に貸付を行っている（表3）。ほぼ同様な顧客層を対象としているのが貯蓄銀行である。

表2 韓国の家計貸付の信用等級別顧客構成：供給者別（2008年6月15日残高基準）
（単位：％）

信用等級	1～4等級	5～6等級	7等級	8等級	9～10等級
銀行	73.4	16.1	5.3	3.0	2.2
キャピタル会社	30.6	34.4	19.3	8.1	7.7
カード会社	21.1	36.8	28.0	5.2	9.0
貯蓄銀行	21.4	21.6	14.9	9.4	32.7
保険会社	38.3	33.6	14.7	7.0	6.4
その他*	34.0	36.6	10.1	9.4	10.0
全体	58.4	23.2	7.8	5.2	5.3

* 3協（信協，水協，農協），セマウル金庫等
資料：韓国信用情報（NICE）

表3 資産100億ウォン以上貸付金融会社の顧客現況（2010年12月末）
（単位：人，億ウォン，％）

等級	取引者数	（構成比）	貸付残高	（構成比）
1等級	14,451	0.8	418	0.8
2等級	37,073	2.0	1,057	2.0
3等級	86,797	4.6	2,444	4.7
4等級	130,593	6.9	3,615	6.9
5等級	230,573	12.2	6,510	12.4
6等級	310,153	16.4	9,002	17.1
7等級	371,042	19.6	10,733	20.4
8等級	299,139	15.8	8,287	15.7
9等級	156,732	8.3	4,031	7.7
10等級	115,059	6.0	3,258	6.2
その他	140,845	7.4	3,200	6.1
合計	1,892,457	100.0	52,556	100.0

資料：金融委員会（2011. 5. 16）

2. 貸付金融会社のビジネスモデル

2.1 法規制

貸付金融会社は、貸付業などの登録および金融利用者の保護に関する法律（以下、貸付業法）の適用を受ける。貸付業法は、2001年12月に韓国国会を通過し、2002年10月に施行された後、何回か改正されている。

貸付業を行う場合には、当該自治体（道知事もしくは市長）に貸付業登録を行い、貸付業に関する教育を履修しなければならない。貸付業に関しては、法律制定・改定は金融委員会、貸付金融会社に対する管理・監督は道知事・市長が担当している。ただし、専門的な検査が必要な場合には、金融監督院に検査要請でき、刑事処罰（金利超過、不法債権回収等）事項は司法当局が担当している。

金融監督院は、2008年3月22日以降、一定規模（2011年4月20日に資産70億ウォンから100億ウォンに変更）以上の貸付金融会社に対する検査権（直接検査）を有している。ただし、貸付金融会社に対する設置権が道知事・市長にあるため、検査結果を道知事・市長に通報することになる。

韓国の金利規制は、大きく2種類に区分される。1つは利子制限法で、制度圏の与信金融機関や貸付専門会社ではない、一般私人間に適用され、現在は30%である。もう1つは貸付業法によるもので、与信金融機関全体に適用される（李英卿・李仁相、2011）。2010年7月に49%から44%に引き下げられた後、2011年6月27日より39%に引き下げられた。

貸付金融会社と貸付媒介会社は商号に「貸付」または「貸付媒介」と必ず表記しなければならない。貸付金融会社は、貸付契約をする時、利用者の所得・財産・弁済計画等を考慮し、500万ウォンを超過する貸付けを行う場合は所得証明書を受領しなければならない。

2.2 登録業者数と貸付残高

2010年12月末の登録貸付金融会社数は14,014社で、2010年6月末の15,380社に比べて8.9%減少した(表2)。より長期的に見ても、2007年9月末および2010年6月末に増加したことを除けば、登録貸付金融会社数は減少しつつある。これは、主として貸付業法により、上限金利が2007年10月に66%から49%に引き下げられ、2010年7月に44%に引き下げられたためである。2007年9月末および2010年6月末に登録貸付金融会社数が一時的に増加しているのは、上限金利の引下げとともに、その前後に登録義務を負う業者の範囲が広げられたためである。

表4 貸付金融会社の取引人数と貸付残高の推移

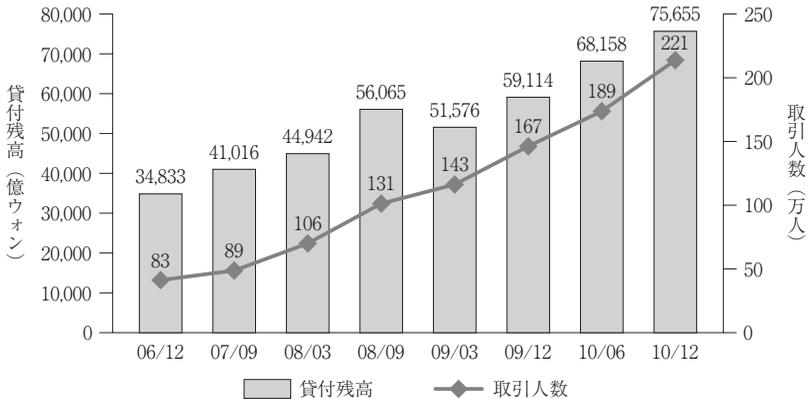
	登録業者数	取引人数 (万人)	貸付残高 (億ウォン)	信用貸出比率
2006年12月	17210	83	34,833	
2007年9月	18197	89	41,016	
2008年3月	17713	106	44,942	61.7%
2008年9月	16120	131	56,065	63.9%
2009年3月	15723	143	51,576	78.3%
2009年12月	14783	167	59,114	78.6%
2010年6月	15380	189	68,158	80.0%
2010年12月	14014	221	75,655	83.5%

資料：金融委員会 (2011. 5. 16)

登録貸付金融会社数が減少しているにもかかわらず、取引人数および貸付残高は急速に増加している。取引人数は、2006年12月末には83万人だったのが、2010年12月末には221万に増加している。貸付残高も、2006年6月末の3兆4,833億ウォンから、2010年12月末には7兆5,655億ウォンにまで増加している(図3)。信用貸付が83.5%を占めており、担保貸付が16.5%を占めている。2010年

12月末の1人当たり貸付残高は3.4百万ウォンで、2010年6月末（3.6百万ウォン）に比べて20万ウォン減少した。

図3 貸付金融会社の貸付残高と取引人数



資料：金融委員会（2011. 5. 16）

資産規模別に見ると、2010年12月末時点で、資産100億ウォン以上の貸付金融会社が100社、資産100億ウォン未満の貸付会社が1,431社、個人業者が12,483社であった（表5）。資産100億ウォン以上の貸付金融会社の取引者数と貸付残高は1,968,137人、6兆5,562億ウォンで、それぞれ全体の89.2%、86.7%を占める（表6および表7）。資産100億ウォン以上の貸付金融会社の信用貸付の平均金利は42.3%で、2010年6月末と比べて0.7ポイント下落している（表6）。

2.3 主要貸付金融会社

2010年12月末の貸付残高（単独ベース）では、1位はラッシュ&キャッシュ（日系）で1兆2,383億ウォン（営業収益：5,540億ウォン、当期純利益：1,451億ウォン [2010年9月決算]）、2位は三和マネー（日系）で9,408億ウォン（営

表5 貸付金融会社の規模別登録業者数

(単位：社)

区 分		10.6月末(A)	10.12月末(B)	増減(B-A)
法 人	資産100億ウォン以上	101	100	△1
	資産100億ウォン未満	1,542	1,431	△111
個人		13,737	12,483	△1,254
合計		15,380	14,014	△1,366

資料：金融委員会 (2011. 5. 16)

表6 貸付金融会社の規模別貸付残高

(単位：億ウォン, %)

区 分		2010年6月末			2010年12月末		
		信用貸付	担保貸付	合計	信用貸付	担保貸付	合計
資産100億ウォン以上	貸付残高	50,523	8,722	59,245	58,432	7,130	65,562
	金利	43.0%	12.4%		42.3%	12.9%	
資産100億ウォン未満	貸付残高	2,497	2,528	5,025	3,045	2,685	5,730
	金利	32.3%	26.7%		31.2%	23.6%	
個 人	貸付残高	1,519	2,369	3,888	1,673	2,690	4,363
	金利	36.7%	30.7%		31.6%	28.6%	
計		54,539	13,619	68,158	63,150	12,505	75,655

資料：金融委員会 (2011. 5. 16)

表7 貸付金融会社の規模別顧客数

(単位：人)

区 分		2010年6月末			2010年12月末		
		信用貸付	担保貸付	合計	信用貸付	担保貸付	合計
資産100億ウォン以上		1,666,243	7,740	1,673,983	1,961,950	6,187	1,968,137
資産100億ウォン未満		58,652	7,204	65,856	65,840	9,895	75,735
個人		54,935	98,761	153,696	51,548	111,633	163,181
計		1,779,830	113,705	1,893,535	2,079,338	127,715	2,207,053

資料：金融委員会 (2011. 5. 16)

業収益：4,434億ウォン，当期純利益：1,421億ウォン），3位がウエルカム・クレジットライン（韓国系）で5,017億ウォン（営業収益：1,667億ウォン，当期純利益：302億ウォン），4位がバロ・クレジット（韓国系）で2,617億ウォン（営業収益：944億ウォン，当期純利益：198億ウォン）。これら4社で貸付金融会社の貸付残高全体の38.9%を占める。また，上位20社では，貸付残高全体の57.1%を占める（表8）。

表8 韓国の主要貸付金融会社（2010年12月）

（単位：100万ウォン）

順位	会社名		貸付残高	営業収益	純利益
1	Rush & Cash	日	1,238,323	544,040	145,055
2	Sanwa Money	日	940,820	443,380	142,084
3	Welcome	韓	501,724	166,701	30,208
4	Baro Credit	韓	261,666	94,439	19,766
5	Lead Corp.	韓	208,410	173,609	18,694
6	Taekang	韓	155,864	58,009	6,087
7	Won Cashing	日	148,947	55,336	10,258
8	Mizsarang	日	150,950	51,749	10,239
9	Hi Capital	韓	121,286	46,493	6,017
10	Star Credit	日	98,072	29,819	296
11	Joy Credit	日	85,489	27,687	-2,639
12	Collect Co.	日	74,966	31,499	316
13	With Capital	韓	48,356	17,024	2,286
14	A One Capital	韓	49,656	18,148	3,419
15	Money Life	日	45,557	19,920	1,352
16	Mirae Credit	日	47,315	19,484	5,667
17	Heart Cashing	日	39,977	18,292	1,671
18	Hellow Credit	日	36,074	11,680	4,712
19	Lharvest	日	35,173	6,813	4,278
20	Tong Yang Financial	韓	33,528	73,059	6,351
	合計		4,322,153	1,907,181	416,117

資料：金融監督院の電子公示システムより作成（<http://dart.fss.or.kr/>）

上位20社のうち12社が日系貸付金融会社（帰化者を含む在日または日本人が大株主）である。日系貸付金融会社で最初に韓国に進出したのは A&O グループで、グループの親会社である A&O インターナショナルが1998年7月に設立された後、会社の急速な成長とともに次々に7つの子会社を設立した。積極的な営業拡大政策で、A&O グループは系列会社の貸付残高が2002年度末には1兆ウォンを超えるという驚くべき結果をおさめた時期もあった。しかし、短い期間に貸付残高を急速に増やした結果、債権の延滞率が悪化したため、会社は倒産の危機にたたされ、2004年3月に J&K キャピタルという日本の個人投資家グループに売却された（朴，2007）。同グループは、前身の会社が持っていた多額の不良債権を売却しながら、2004年4月にはラッシュ&キャッシュという新ブランドを立ち上げ、2008年1月には A&P ファイナンシャルに社名を変更するとともに、グループ名を APRO ファイナンシャルグループとした（APRO ファイナナルシャルグループ，2011）。

2002年8月に韓国に進出した三和は、A&O グループとは異なり、1年程の現地適応期間を経て、韓国の不正カード問題がある程度収まった2004年から積極的に営業を展開し、APRO グループと韓国の消費者金融市場をほぼ二分している（朴，2007）。

2.4 主要4社の業績比較

韓国の貸付金融会社の業績は順調に推移している。連結ベースでみると、1位の A&P ファイナンシャル（日系、表8で8位のミズサラン貸付は100%子会社）は、2010年9月期に1兆9,385億ウォンの貸付残高で、営業収益6,408億ウォン、当期純利益1,460億ウォン、ROA8.1%、ROE20.1%をあげている。2位の三和マネー（日系）も2010年12月期に1兆603億ウォンの貸付残高で、営業収益4,434億ウォン、当期純利益1,421億ウォン、ROA13.8%、ROE25.3%をあげている。三和マネーは、2008年度に11億9千万ウォンの損失を記録してい

るが、これは資金調達を日本から行っているために為替差損が生じたためである（表9）。

数年前までは、1位・2位の日系の貸付金融会社と、それ以下の会社との規模の差が非常に大きかったが、最近では3位・4位の韓国系の貸付金融会社が急成長している。3位のウェルカム・クレジットライン（韓国系）は、2008年12月末には1,413億ウォンにすぎなかった貸付残高が2010年12月末には5,576億ウォンになり、営業収益1,667億ウォン、当期純利益302億ウォン、ROA5.6%、ROE26.2%をあげている。4位のバロクレジット（韓国系）も2008年12月末には708億ウォンにすぎなかった貸付残高が2010年12月末には2,617億ウォンになり、営業収益944億ウォン、当期純利益198億ウォン、ROA6.7%、ROE32.2%をあげている（表9）。

表9 主要4社の業績比較

（単位：百万ウォン）

	A&P Financial			Samwa Money		
	08.09	09.09	10.09	08.12	09.12	10.12
貸付残高	1,301,235	1,504,988	1,938,462	597,575	806,847	1,060,258
営業収益	380,751	461,666	640,796	239,715	330,973	443,380
営業利益	118,174	190,318	193,610	4,103	173,029	189,188
当期純利益	99,281	119,405	146,020	-1,190	131,584	142,084
自己資本比率	44.5%	42.4%	40.1%	48.4%	56.6%	54.0%
ROA	9.8%	8.8%	8.1%	-0.2%	17.8%	13.8%
ROE	21.9%	20.9%	20.1%	-0.4%	31.4%	25.3%

	Welcome Creditline			Baro Credit		
	08.12	09.12	10.12	08.12	09.12	10.12
貸付残高	141,325	218,564	507,555	70,849	146,786	261,666
営業収益	68,027	69,074	166,701	32,308	40,836	94,440
営業利益	19,728	14,453	41,157	6,842	6,050	25,685
当期純利益	13,619	10,515	30,208	4,663	4,682	19,766
自己資本比率	29.6%	23.2%	21.6%	24.9%	14.3%	20.8%
ROA	8.6%	3.7%	5.6%	5.6%	2.7%	6.7%
ROE	29.1%	16.1%	26.2%	22.5%	19.1%	32.2%

資料：金融監督院の電子公示システムより作成（<http://dart.fss.or.kr/>）

2.5 資金調達

貸付金融会社が直面している最大の問題は資金調達である。自己資本と他人資本による資金調達の双方について厳しい規制が課せられている。貸付金融会社の中ではリードコープのみが上場しているが、同社の場合は親会社がすでに上場しており、それが消費者金融業界に進出したケースである。貸付金融会社が株式公開して資金を調達することはこれまでのところ認められていない。

外部からの借入先は当初、個人と大株主に限られていた。貸付残高が増加してくると同時に貯蓄銀行が、資金調達の重要な窓口となった。しかし、2009年12月、金融監督院の指針で、貯蓄銀行による貸付会社に対する貸付限度が与信総額の5%以内で合計500億ウォンまでに制限された。その結果、貯蓄銀行からの資金調達コストは急上昇し、大手の貸付金融会社であっても15%前後になったと言われている。

現在、私募債の発行を通じて資金調達することは認められているが、公募型の事業債の発行は認められていない。事業債の貸出債権を担保として発行されるもので、発行会社の取引だけで発行できる純粋な事業債はまだ発行されたケースがない（朴，2007）。

2.6 営業チャンネル

韓国の貸付金融会社の営業チャンネルの特徴は、営業支店の数が少ないことである。1位のA&Pファイナンシャルでも、有人店舗は首都圏および全国の主要都市を中心に57支店である（APRO，2011）。中堅以下の貸付金融会社では、営業支店をほとんど有していない。また日本にあるような自動契約機は普及していない。

営業チャンネルは、インターネット中心の非対面審査で、ほとんどの貸出が非対面審査方式である。また、顧客の利用希望金額等に応じてキャピタル会社や貯蓄銀行、貸付金融会社等を紹介する媒介業者を活用しており、中堅以下の貸

付金融会社ではほとんどの顧客を媒介業者経由で獲得している。たとえば、ウェルカム・クレジットの場合、2009年に獲得した顧客のうち媒介業者の仲介によるものが63.7%を占めている（表10）。ただし、大手では、最近自己営業による顧客の獲得に力を入れ始めている。ウェルカム・クレジットでも、自己営業による直接的な顧客獲得は、2005年に5%にまで減少するが、その後大きく増加している（表11）。

韓国の貸付金融会社のマーケティング・チャネルは、大きな変化を見せている。かつては、生活情報誌（フリーペーパー）と日刊新聞の広告、媒介業者を通じた営業に留まっていた。しかし、今ではインターネット広告、ケーブルTVでの広告、一般TVでの広告にまで広がっている。特に最近では、携帯電話によるSMS（ショートメールサービス）を積極的に活用して顧客を勧誘している（APRO, 2011）。

金融委員会（2011. 5. 16）によれば、2010年12月末、法人の媒介業者98社で、媒介件数が290,154、媒介金額が9,461億ウォン、媒介手数料が632億ウォンで、媒介手数料率は6.7%であった。このうち、上位10社で、媒介件数が238,626、媒介金額が6,803億ウォン、媒介手数料が494億ウォンで、媒介手数料率は7.3%であった。

媒介業者の広告は、インターネットや生活情報誌（フリーペーパー）、チラシによるものが多い。また、携帯電話などを使ってダイレクトメールを送り、広告をする場合もある。携帯電話にメールを送り、勧誘をする際には事前に受ける側の許可を得る必要があるが、実際には、大半の媒介業者はこの許可を得ず、送っているのが問題となっている（徐銀英, 私信, 2011. 7. 27）。

2.7 与信管理

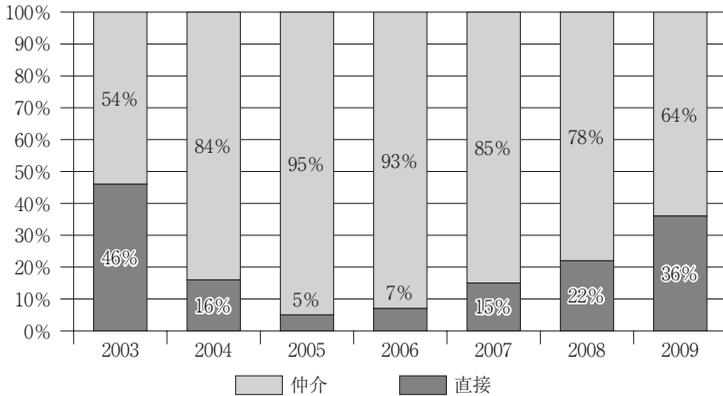
貸付金融会社の与信管理は、2004年頃から本格的に稼働し始めた信用情報機関のおかげで急速に進歩した。

表10 ウェルカム・クレジットラインの営業チャネル (2009年)

仲介	対面	0.0%
	インターネット	63.5%
	電話及びFAX	0.1%
	小計	63.7%
直接	対面	0.1%
	インターネット	2.6%
	電話及びFAX	33.7%
	小計	36.3%

資料：ウェルカム・クレジットライン (2010. 2. 28)

図4 ウェルカム・クレジットラインの営業チャネルの推移



資料：ウェルカム・クレジットライン (2010. 2. 28)

表11 貸付媒介業者の媒介現況 (2010年12月末)

(単位：社, 件, 億ウォン, %)

区分	業者数	媒介件数	媒介金額	媒介手数料	(率)	2010年6月
法人	98	290,154	9,461	632	6.7	6.3
上位10社	10	238,626	6,803	494	7.3	6.8
個人	816	38,073	2,104	75	3.6	3.5

資料：金融委員会 (2011. 5. 16)

韓国政府は、すべての金融機関がもつ個人信用情報を一元管理するため、「全国銀行連合会」(Korea Federation of Bank)を総合信用情報集中機関に指定した。その結果、「全国銀行連合会」は、銀行からの信用情報ばかりではなく、公共機関の個人情報や下部ネットワークの個別信用情報集中機関（金融機関のうち、同種の金融機関から信用情報を集中管理、活用するか、金融機関以外の同種の事業者が設立した協会などの協約によって、信用情報を集中して管理、活用する信用情報の集中機関）である韓国与信金融協会（クレジットカード、キャピタル会社）、生命保険協会（生命保険会社）、大韓損害保険協会（損害保険会社）、韓国情報通信産業協会（通信会社）からのデータファイルを集中管理している（韓国信用情報、2008.6）。ただし、全国銀行連合会が収集・管理しているのは、金融制度圏の金融機関の信用情報であって、非金融制度圏である貸付金融会社の信用情報は含まれていない。

信用情報会社は、総合信用情報集中機関である銀行連合会から収集するとともに、自ら信用情報の提供者・利用者から信用情報を収集する。その上で、それらの信用情報を整理または加工して信用情報の提供者・利用者に提供する（韓国信用情報、2008.6）。信用情報会社は、金融業態ごとの専門的な信用情報機関ではなく、すべての業態を包括している。また、CB（クレジットビューロー）以外にも債権回収、有価証券の格付けを主業務としているところもあり、業務内容や運営実態にはバラツキがある。

信用情報会社の中で、貸付金融会社の信用情報は、韓国消費者金融協議会（KCFA）の会員が所属している消費者金融CBコンソーシアムを運営する韓国信用情報（NICE）と三和マネーを中心とする貸付金融会社が所属する韓国信用評価情報（KIS）に分かれて収集・管理されていたが、2011年4月1日にKISがNICEに統合された。

金融制度圏の金融機関は、金融制度圏の金融機関の貸出情報、保証情報、クレジット・キャッシング情報、信用開設情報、3ヵ月以上の延滞情報（債務不

履行情報)を入手することができるが、貸付金融会社の信用情報を入手することはできない。貸付金融会社は、金融制度圏の金融機関の信用情報については、信用開設情報および3ヵ月以上の延滞情報(債務不履行情報)のみ入手できる。ただし、ポジティブ情報についても、顧客本人の同意により入手できる(韓国信用情報, 2008. 6)。

3. 貸付金融会社の競争優位

貸付金融会社が対象としているのは、信用等級の視点から見ると、貯蓄銀行の顧客層とほぼ同じである。また、キャピタル会社やカード会社の顧客層とも部分的に重なっている。

2011年6月の上限金利引下げにより、貸付金融会社の金利は、貯蓄銀行の金利とほぼ同じ水準になった。引下げ前でも、一部の貯蓄銀行(HK貯蓄銀行など)は貸付金融会社とほぼ同等の金利で貸付けを行っており、他の貯蓄銀行では金利は39%水準であったが、3%程度の早期弁済手数料を取っていたので大きな差はなかった(徐銀英, 私信, 2011. 10. 25)。

広告やIT分野では貸付金融会社と貯蓄銀行とではそれほど差はない。しかし、貸付実行の迅速性が貸付金融会社のほうが貯蓄銀行よりも速い。貯蓄銀行が遅い理由は、法的に貯蓄銀行は特定の貯蓄銀行に専属の個人媒介人(loam planner)を使用しなければならず、独立的な媒介会社を利用する貸付会社よりも遅くなる。また、貯蓄銀行は、少額信用貸付部署が他部署の正社員とは異なる契約職で構成され、組織の一体感が低く、ポートフォリオ管理で全体貸付の一定水準(例:20%)を維持することが必要など、制約要因が多い(金忠鎬, インタビュー, 2010. 3. 16)。

貸付金融会社と貯蓄銀行は信用等級でほぼ同等な顧客に貸付けを行っているにもかかわらず、延滞率は貯蓄銀行のほうが貸付金融会社よりもかなり高い。一般的に金融機関は延滞発生以前には顧客と直接のコンタクトをしようとせ

ず、延滞発生以降に延滞整理活動をするために、延滞率が高くなる。貯蓄銀行が事前に返済案内活動を強化すると、貸付業と同一だと顧客に認識されるため、顧客は貸付業の利子を先に払い、貯蓄銀行の利子を後に支払う（金忠鎬、インタビュー、2010. 3. 16）。

しかし、延滞率の差をもたらした最大の要因は信用情報の差である。2.7で述べたように、貸付金融会社の信用情報は、信用情報の利用および保護に関する法律上の集中対象情報ではなく、私的コンソーシアムで形成された情報のために、貯蓄銀行などの金融制度圏の金融機関は入手できない。そのため、貯蓄銀行は信用等級の低い顧客のデータベースをほとんど持っていない状態にある。

近年、貸付金融会社の信用情報を金融制度圏の金融機関と共有拡大する案が検討されている。金融委員会は、2010年4月7日、「庶民金融活性化対策」を公表し、金融制度圏の金融機関が貸付金融会社の顧客情報を共有する案を推進すると明らかにした。これは、業界内および業圏間の競争促進などを通じて、貸付業利用者の利子率引下げ、制度金融圏の利用機会の拡大、貸付業を利用する多重債務者の過剰債務防止およびリスク管理の強化を図るためである。まず貸付業利用者の延滞情報を共有する。ただし、長期においては全面的に共有する方案を講ずる必要があるとの立場である。

それに対して、5月20日、韓国貸付金融協会は、顧客情報を貯蓄銀行などの制度圏金融会社と共有すべきだという金融当局の勧誘には従わない計画だと明らかにした。韓国貸付金融協会によれば、金融制度圏の金融機関は、貸付業者の信用照会記録だけあっても、融資を嫌うのが現状であり、情報共有が行われれば、直ちに制度圏金融会社各社が融資を回収したり、限度を減らし、庶民らは大きな被害を被ることになると主張している（韓国貸付金融協会、2010. 5. 20）。

結論に至るまではまだ時間がかかると思われるが、仮にこのような信用情報

の共有が進むと貸付金融会社は上述したような競争優位を失ってしまうのであろうか。金融当局の公開勧誘は貯蓄銀行の少額信用貸付を支援するためであり、まずネガティブ情報のみが公開され、ポジティブ情報が最後に公開される。現在も、貸付金融会社の照会日付はすでに他の金融機関に公開されている。貯蓄銀行は、貸付金融会社からの照会記録の回数によって、一定回数（例：5回）以上は点数を0にするか、貸付対象から除外している。ネガティブ情報が共有されるようになると、いくら貸付を受けたのかはわからないが、延滞をしていないことはわかるようになる。貸付業の平均延滞率が10%なのを勘案すると、公開される情報の量はその水準となる。貸付金融会社にとって一番大きな影響は、銀行に知られることを嫌がり、予備顧客に貸付金融会社の忌避現象が起きる可能性である（金忠鎬，インタビュー，2010. 3. 16）。

貸付金融会社の競争上で最も不利な点は、資金調達に対する過度な規制が残っていることである。資金調達を制限および禁止する各種の規制により、非合理的調達コストを負担せざるをえない。銀行など制度圏金融会社からの資金調達を制限されている（実質的に禁止）。貯蓄銀行の貸付金融会社に対する与信限度が規制されている（2009年12月，金融監督院の指針で，貯蓄銀行による貸付会社に対する貸付限度が与信総額の5%以内で合計500億ウォンまでに制限）。私募債の発行は可能だが，公募債の発行には金融監督院の許認可が必要である。社債発行，ABS発行，株式上場などを明示的または窓口指導方式（ウィンドー・ガイダンス）などで禁止されている。その他，すべての制度，政策運用の際に不利に待遇されたり，忌避および排除されるのが一般的である（孫宗周，2010. 11. 4）。

貸付金融会社は税制面でも不利な扱いを受けている。現行の法人税法は，貸付金融会社の貸倒引当金積み立てに伴う貸倒償却の範囲を貸付債権残高の2%だけ認めている。他の金融機関は，金融委員会が財政経済部長官との協議を通じ定めた貸倒引当金積み立て基準に基づいて積み立てた金額を費用として認め

られている（韓国産業開発研究院（KID）・韓国秩序経済学会（KOEI），2005）。また、個人が貸金業者に資金を貸し、得た利息に対する所得税率は25%であるのに対して、他の金融機関に資金を貸した場合には14%にすぎない（徐銀英，私信，2011. 10. 25）。

こうした資金調達および税制面での不利な扱いは、上限金利の一層の引下げにより、さらに大きな負の影響を貸付金融会社に及ぼす可能性がある。国会では上限金利の引下げを求める法案が常に発議されている。国会の法制司法委員会および政務委員会で合意ができず、結局は金融委員会による39%までの引下げが6月27日から実施されたが、今後も引下げの圧力には常にさらされている。上限金利引下げにより、一部の大手貸付金融会社を除いては収益獲得が困難になった。今後さらに上限金利が引き下げられると、貸付金融会社の収益構造が脆弱化する恐れがある。

韓国の貸付金融会社は近年第3金融圏として定着し始めているが、いまだに高利貸し業というイメージから完全に脱しきっていないのが実情である。こういった過度な否定的評判が貸付会社の経営負担を加重させている。貸付業に対する否定的評判が過度に形成され、貸付金融会社は資金調達、顧客募集、人材採用などのすべての面において不利であり、これらのことは費用の増加、マーケティング費用の増加、優秀な人材確保の隘路など全般的な経営負担を増加させることになる。これにより、貸出金利引下げ余力の確保が制限され、対顧客サービス改善も遅れることになる（孫宗周，2010. 11. 4）。貸付金融会社は商号に「貸付」と必ず表記しなければならないが、「貸付」という表記がこういった否定的評判と結びついている面がある。

近年、これまで地方自治体が担当していた貸付金融会社の監督権を金融委員会（金融監督院）に移管し、大手の貸付金融会社を金融制度圏入りさせようとする動きが見られる。これは、上述した貸付金融会社の信用情報の金融制度圏の金融機関への公開と密接に結びついている。金融委員会の計画では、当初、

自律協約を通じて、延滞情報（3か月以上）共有を優先的に推進し、大手の貸付金融会社の監督権限を金融委員会に移管後、全国銀行連合会の信用情報集中の対象機関に指定し、貸付金融会社の信用情報をすべて共有するというものである。しかし、大手の貸付金融会社に競争優位の源泉である信用情報を手放させるためには、何らかのインセンティブを提供する必要がある、それが金融制度圏入りである。

結論に至るまではまだ時間がかかると思われるが、貸付金融会社が制度圏入りした場合のメリットとしては、次のようなものが考えられる。

- ①資金調達で、社債公募、ABS発行、銀行からの借入が可能になる。
- ②取引所、コスダックへの上場が可能となる。
- ③損金認定範囲が拡大し、他の金融機関と同一基準が適用になる。個人投資家の利子所得税率が引き下げられる。
- ④電子文書（電子契約書）の売買および担保提供といった電子金融が可能になる。
- ⑤負のイメージを伴う「貸付」という商号を使わなくてよくなる。

デメリットとしては、次のようなものが考えられる。

- ①金融委員会（金融監督院）へ監督権が変更されることによって、監督が強化される。
- ②全国銀行連合会で信用情報を義務的に共有（公開）しなければならなくなる。
- ③資産健全性のために、金融監督院の貸倒引当金の積み立て基準を遵守しなければならなくなる。
- ④貸付業の割合が全体の50%を超えられないという「付随業務制限」要件が緩和され、リース、割賦金融会社が消費者金融に攻撃的に参入してくることにより、競争が激化する。

謝辞

お忙しいなかインタビューに応じてくださり、さらに貴重な資料を日本語で提供していただいた(社)韓国貸付金融協会会長梁碩承(ヤン・ソクスン)、ウエルカム・クレジットライン(株)代表取締役社長孫宗周(ソン・ジョンジュ)、(株)パロクレジット社長金忠鎬(キム・チュンホ)、(社)韓国貸付金融協会主任徐銀英(ソ・ウンヨン)の各氏にこの場を借りて感謝の気持ちを記したい。

参考文献

- APRO ファイナンシャルグループ(2011)『広報基礎資料2010』。
- 韓国産業開発研究院(KID)・韓国秩序経済学会(KOEA)(2005)『消費者金融民間白書—消費者金融市場育成に向けた政策提案—』韓国消費者金融協議会(KCFA)。
- 韓国信用情報(NICE)(2008.6)『韓国の貸付業市場及びNICE CB(Credit Bureau)の現況紹介』韓国信用情報株式会社報告資料。
- 金融委員会(2011.5.16)『2010年下半年貸付業実態調査結果』金融委員会中小金融課(韓国語)。
- 李英卿・李仁相(2011)「韓国におけるクレジットカードに関する規制の概要」『月刊消費者信用』第29巻第7号, 34-43頁。
- 朴楨三(2007)「韓国における消費者金融の現実」『消費者金融サービス研究会年報』No.7, 3-8頁。
- 孫宗周(2010.11.4)「健全な貸付業育成のための各界の役割と課題」2010消費者金融カンファレンス報告資料(韓国語)。
- ウエルカム・クレジットライン(2010.2.28)『広報資料』。